

大分県報

令和二年
第一二八号
八月四日

（火曜日）

目次

規則

退職手当の支給等に関する規則の一部改正……………一

告示

青少年に有害な興行の指定……………一
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………二

公告

特定計量器定期検査の実施……………二
落札者等の公示……………二
競争入札参加者の資格に関する公示……………二
一般競争入札の実施……………三

監査公表

監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）……………五
監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）……………一一

規則

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年八月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の支給等に関する規則（平成二十一年大分県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

令和二年八月四日

大分県報（規則・告示）

一

（特定退職者に関する暫定措置）

5 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則附則第一条の四に規定する期間内である者に係る第十六条及び第三十三条第一項の規定の適用については、第十六条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）附則第一条の四の規定により読み替えられた同規則第三十六条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」と、第三十三条第一項中「雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）」とあるのは「雇用保険法施行規則」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の退職手当の支給等に関する規則附則第五項の規定は、令和二年五月一日以降に退職した者について適用する。

告示

大分県告示第四百四十四号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

令和二年八月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
令二・七・二一	映画	師匠の女将さん いじりいじられ	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	（秘）裏風俗 超エレクト生本番	新東宝映画	
〃	〃	痴漢電車 食い込み夢（ドリーム）	オーピー映画	
〃	〃	マッチ	オーピー映画	
〃	〃	快感ヒロイン ぶるるん捜査線	オーピー映画	
〃	〃	美人歯科 いじくり抜き治療	オーピー映画	
〃	〃	独身熟女 悶え狂った体験	新東宝映画	

大分県告示第四百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和二年八月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	県営農業競争力強化基盤整備事業 (農地整備事業(中山間地域型) (区画整理)(暗渠排水) (農業用排水施設整備)
地区名	竹田津干拓地区
縦覧期間	令和二年八月四日から 令和二年八月二十四日まで
縦覧場所	国東市役所

○公 告

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。

令和二年八月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項第一号から第五号までのいずれかに該当する特定計量器以外の特定計量器

実施の区域	実施の期日	実施の場所
豊後大野市	令和二年八月九日から 令和二年八月十三日まで	豊後大野市役所

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年八月四日

一 落札に係る役務の名称及び数量

大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部情報政策課

三 落札者を決定した日

令和二年五月二十五日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社オルゴ 代表取締役社長 岡田 慎二

大分市東春日町一番一号

五 落札金額

五千八百三十三万二千元(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年四月十四日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和二年八月四日

大分県立病院長 井 上 敏 郎

一 調達をする特定役務の種類

診療材料等調達及び物品管理業務委託

二 競争入札の参加者の資格

1 競争入札に参加することができない場合

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四第一項に規定する者に該当する場合

(二) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業又は団体をいう。以下同じ。）である場合

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 年間契約実績（入札参加資格の審査を受けようとする特定調達契約の入札日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）

(二) 経営規模

ア 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

イ 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

ウ 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）

(三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

病院所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を大分県立病院長に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問い合わせ先

大分県立病院事務局会計管理課物品管理班
〒八七〇―八五一― 大分市豊饒二丁目八番一号
電話 ○九七―五四六―七三三二

3 申請の時期

令和二年八月四日から同年九月十四日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）とする。なお、申請

者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和二年九月三十日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

三の2の場所において交付する。

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合その他大分県立病院長が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後三年間の範囲内で大分県立病院長が定める期間競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

(四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕され、若しくは起訴され、又は暴力団関係者若しくは暴力団関係企業等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。
令和二年八月四日

1 競争入札に付する事項

大分県立病院長 井 上 敏 郎

(1) 特定役務の種類

診療材料等調達及び物品管理業務委託

(2) 委託契約期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

(3) 対象施設

大分市豊饒二丁目8番1号 大分県立病院

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

<p>(1) 競争入札参加資格 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者であること。</p> <p>(2) 申請の方法 上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して提出すること。</p> <p>(3) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び問合せ先 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号 電話 097-546-7132</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所</p> <p>(1) 申請の時期 令和2年8月4日（火）から同年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書の提出先 上記2の(3)に同じ</p> <p>4 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班 〒870-8511 大分市豊饒二丁目8番1号 電話 097-546-7132</p> <p>(2) 日時 令和2年8月4日（火）から同年9月14日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>5 入札説明書の交付場所及び日時 上記4に同じ</p> <p>6 競争入札参加条件</p> <p>(1) 上記2の(1)に同じ。</p> <p>(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者</p>	<p>が、その経営に実質的に関与していない者であること。</p> <p>なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。</p> <p>ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>ウ 暴力団員が役員となつている事業者</p> <p>エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者</p> <p>オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</p> <p>キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者</p> <p>ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県立病院事務局会計管理課物品管理班</p> <p>(2) 提出期限 令和2年9月15日（火）午前10時。ただし、郵送の場合は、同月14日（月）午後5時までに必着のこと。</p> <p>9 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県立病院3階 地域医療室</p> <p>(2) 日 時 令和2年9月15日（火）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会つている場合は直ちにその場で、郵便による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項 見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p>
--	---

- 11 契約保証金に関する事項
 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。
 (1) 保険会社との間に大分県立病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 12 入札の無効
 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。
 (1) 金額の記載がないもの
 (2) 入札に関する条件に違反したもの
 (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
 (5) 誤字、脱字等により、必要事項が確認できないとき。
 13 落札者の決定の方法
 (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。
 (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 14 契約に関する事務を担当する部局の名称
 上記2の(3)に記載する部局とする。
 15 その他
 (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) その他の詳細は、入札説明書による。
 16 Summary
 (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Supply Processing and

Distribution System for medical materials etc.1set
 (2) Delivery period
 From 1 October, 2020 to 30 September, 2023
 (3) Delivery place
 Oita Prefectural Hospital
 (4) Time limit for tender
 10:00am, 15 September, 2020
 (5) Contact office for contract
 Supplies and Property Management Section
 Accounting Management Division
 Oita Prefectural Hospital
 2-8-1 Bunyou,Oita City 870-8511
 Tel 097-546-7132

○ 調 査 公 報

監査委員公表第659号

令和2年3月31日付け監査第848号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事、大分県教育委員会教育長及び大分県公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。
 令和2年8月4日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	木	付	親	次
大分県監査委員	原	田	孝	司

1 指摘事項についての措置状況	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
監査対象機関		

(知事部局・福祉保健部)

南部保健所	令和元年9月19日、 10月18日	指摘事項 収入事務について、釣銭資金整理簿を作成して
-------	----------------------	-------------------------------

	<p>いなかったこと、また、処置票領収書の使用枚数、書損枚数、不用枚数などを確認していなかったことから行方不明のものが1枚あったことなど、不適正な現金出納事務が認められた。</p> <p>措置状況 金銭出納員への釣銭資金取扱要綱の理解の促進を図り、金銭出納員が交代した際の釣銭資金整理簿の記帳整理を確実に行うとともに、毎月末に必ず金銭出納員が釣銭残高を確認し、所属長に報告することとした。 また、処置票領収書の発行、入金については、職員への制度の周知徹底を図るとともに、必ず複数の職員で確認し、処置票領収書を使い終わった都度、必ず使用、書損、不用の枚数を所属長が確認することとした。</p>	<p>中津北高等学校</p>	<p>令和元年11月1日</p> <p>指摘事項 学校環境整備委託業務について、学校私費会計取扱要領には「学校運営に関する経費で、学校共通の標準的な水準の維持に必要な経費は公費負担とする。」と定めているにもかかわらず、経費の一部を私費会計で負担することが常態化している事例が認められた。</p> <p>措置状況 今後、除草等の学校環境整備に関する経費は公費で執行するよう適正な事務処理を行う。</p>
<p>(教育庁及び教育機関)</p>	<p>日田教育事務所 令和元年10月4日、10月29日</p> <p>指摘事項 臨時講師等に係る雇用保険被保険者資格取得・喪失届等について、過年度から当該文書を公共職業安定所へ提出するための起案文書が作成されおらず、公印規程等で定められた公印取扱主任者も当該事実を確認することなく公印の使用を承認していた事例が多数認められた。</p> <p>措置状況 公印取扱主任は、関係規程に則って作成した公印使用の手順書を、その都度、確認を行いながら処理することとした。 公印を使用する業務の管理表を作成し、課内で共有しながらチェックを行うよう改めた。</p>	<p>宇佐支援学校</p>	<p>令和元年10月18日</p> <p>指摘事項 スクールバス運行委託について、運行要領第4条に運転手等を選任したときは履歴書を学校長に提出するよう定められているにもかかわらず、履歴書の提出のない者がスクールバスを運転し物損事故を起している事例などが認められた。</p> <p>措置状況 添付漏れの乗務員履歴書は直ちに提出させた。 健康状況確認書類も書面にて提出させた。 事故発生直後は、運行委託業者代表へ事故防止のための安全運行体制と社員教育及び健康管理の徹底を要請した。 今後は、教育財務課が示したスクールバス運行要領に則って契約を行い、契約条項の確認を徹底するとともに、複数の職員でチェックを行うこととする。併せて、業者との連絡・調整・協議を継続して行うとともに、管理体制を強化し、安全運行に努める。</p>
<p>玖珠美山高等学校</p>	<p>令和元年10月11日</p> <p>指摘事項 高等学校の水道使用量について、役場から「異常水量のお知らせ」の通知が毎月学校に届いていないにもかかわらず、早期に掘削調査等の適切な措置を講じなかった結果、水道使用料が対前年同期</p>		

大分支援学校	令和元年12月6日、 12月23日	<p>指摘事項① 現金出納事務について、現金の受入れの遅れや月を越しての収納など、現金に係る不適正な取扱いが多数認められた。</p> <p>措置状況① 製作品売却代金を当日に事務室に提出するよう、職員に徹底できていなかったことから、製作品を売却した当日に現金を事務室へ持参するように、責任者への周知徹底を行った。 収納金は大分県会計規則第40条の規定に従い適正に行うことを徹底する。</p> <p>指摘事項② 給食施設に係る消耗品の購入について、平成30年度に発注していたにもかかわらず支出を次年度の子算で行っていたほか、支出負担行為を行わずに発注し納品を受けるなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況② 物品購入については、会計年度の区分を意識し、事務職員全員で会計年度独立の原則を遵守し、適切な会計処理を行うとともに、確実な納品検査を行う。</p> <p>指摘事項③ 生産製作品の事務処理について、生産製作品調書・生産製作品出納簿が作成されていないなど、大分県特別支援学校実習会計事務取扱要領に基づく手続がとられていない事例が認められた。</p> <p>措置状況③ 部門責任者に大分県特別支援学校実習会計事務取扱要領を配布するとともに、各調書や生産製作品出納簿の記載方法等について説明を行い、周知徹底を図った。また、事務職員全員で要領を再確認し、チェック体制を改め、再発防止に努める。</p>	<p>監査対象機関 (知事部局・総務部)</p> <p>大分県東部振興局日 出水利耕地事務所</p>	<p>監査実施日 令和元年9月11日、 10月1日</p>	<p>監査結果の注意事項及びその措置状況</p> <p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故を起こした職員に所長から嚴重注意をするとともに、事故防止に向けた取組として、全職員に事故内容を周知し、毎月行っている職員会議において、交通事故防止に向けた注意喚起を行った。 令和元年度は、これらの取組に加え、職員の交通安全の意識の醸成及び交通安全の知識の習得を図るため、下記についても取り組んだ。 ① 職員が自ら話し合い、班ごとに交通事故の具体的防止策の話し合いを持った。 ② 交通安全街頭指導に若年層の職員を積極的に参加させた。 ③ 東部振興局等で行われる交通安全の研修会に積極的に参加させた。 今後もこれらの取組を積極的に行うとともに、人事課及び用度管財課連名通知における衝突事故防止等の取組を徹底し、事故の再発防止に努める。</p>
			2	<p>注意事項 領収書冊子の保管について、平成27年度に交付した領収書冊子の繰越処理をしておらず、また、長年にわたり金庫以外の場所に放置し、出納員が適正に管理していなかった事例が認められた。</p> <p>措置状況 平成27年度に使用していた領収書冊子1冊が検査室のレターケース内に保管されたままになって</p>	

令和二年八月四日

大分県報 (監査公表)

	<p>いた。 使用中及び使用済み（平成26年度から令和元年度）の処置票について、領収書受払簿と照合して全て確認を行ったが、適切に管理されていることを確認した。今後も、金庫において適正管理を行う。</p>	<p>農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ</p>	<p>注意事項 農協との柑橋の委託販売契約について、農協等が売却代金から控除する手数料等は大分県会計規則に基づき繰替払により県費で補填しなければならぬが、過年度から当該手数料等について契約書に定めていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 委託販売契約の内容について、農協と事前協議を行い、契約書の条文及び手数料算定方法を確認した。 協議の結果、令和2年度の委託販売契約は柑橋の販売金額から控除する手数料について契約書に定め、令和2年4月1日付けで締結を行った。</p>
<p>西部保健所</p>	<p>令和元年10月3日、10月4日、10月29日</p> <p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 交通事故防止については、所内での会議等を通じて日頃から注意喚起しているが、改めて会議の場や個人面談を行い、交通法規の遵守及び交通事故防止の徹底を指示した。また、公用車の格納時の事故を防止するため、公用車の大きさに応じた格納場所に見直しを行った。 今後も、公用車を使用する際には、職員同士で安全運転の声掛けを奨励し、同乗の職員は適切な誘導を行い、事故の再発防止に努める。</p>	<p>農林水産研究指導センター畜産研究部</p>	<p>令和2年1月15日、2月4日</p> <p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 当該職員に対しては、厳重注意を行なうとともに、豊肥振興局主催の交通安全講習会に参加させた。 なお、職員に対しては、交通安全研修会を開催するとともに、衛生委員会等で、ことあるごとに交通安全について、注意喚起を促している。 今後も引き続き交通安全研修会等を開催し、公用車に損害を生じさせないよう努める。</p>
<p>子ども・女性相談支援センター</p>	<p>令和元年9月24日、10月25日</p> <p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 全職員に対して、当該注意事項を周知すると共に、人事課長及び用度管財課長通知「公用車の事故防止の徹底について」を再度周知し、安全確認を徹底するよう指示した。 また、毎年全職員を対象に交通安全についての研修を実施している。 今後も、交通安全運動期間・非常事態宣言発令・他の官公署における事故事案など、機会を捉え、交通安全意識を喚起し、安全運転の励行を図っていく。</p>	<p>別府教育事務所</p>	<p>令和元年9月24日、9月25日、12月10日</p> <p>注意事項 修学旅行の旅費について、早朝出発にもかかわらず、旅行雑費の加算が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 正確な出発時刻の確認を行ったところ、早朝出発に該当する7時に出発していたことが判明した</p>
<p>(知事部局・農林水産部)</p>		<p>(教育庁及び教育機関)</p>	

		<p>ため、旅行雑費の追給処理を行った。</p> <p>今後は、正確な出発及び帰着時刻を確認し、行程表に記載するよう各所属及び学校支援センター宛て周知する。また、所属内で職員ごとに行程が異なる場合は、それぞれの行程が正確に把握できる一覧表等の資料の提出を求めることとした。</p> <p>また、教育事務所内においては、旅費審査時に複数職員によるチェックを行うよう、再度徹底する。</p>				<p>措置状況</p> <p>監査翌月の給与支給時に追加支給をした。</p> <p>今後、引率日程から対象となる時間を算出する際は、複数の職員による確認を行い、業務の終了時刻については実際の帰着時刻を確認することとした。</p>
大分教育事務所	令和元年9月24日から9月26日まで、10月23日	<p>注意事項</p> <p>非常勤職員に係る通勤経路の認定について、最短距離であることのみをもって当該認定を行った結果、「最も経済的かつ合理的」な経路でないことが判明し、再認定による通勤費用弁償日額の追給を要する事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>最短距離であることのみをもって認定を行った認定経路について見直しを行い、過小支給となっていた6名に対して追加支給を行った。</p> <p>また、再発防止のため所内研修を実施し、複数職員でのチェックを行うよう改めた。</p>	芸術緑丘高等学校	令和元年11月29日	<p>注意事項</p> <p>短期留学の下見を兼ねた教員の海外現地視察について、予算の執行等について関係機関と十分に協議等を行っていないかったため、当該経費の一部を学校私費会計から支出していた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>私費会計から支出した経費について、教育人事課から予算令達を受け、公費から改めて支出し、私費会計に当該経費分を返納した。今後は、私費会計取扱要領に基づき、安易に私費会計から支出を行うことのないよう、適正な事務処理を行う。</p>	
高田高等学校	令和元年10月24日	<p>注意事項</p> <p>修繕料の執行について、予定価格が10万円を超えているため見積り合わせを行うべきところ、行っていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>会計処理業務のチェックのあり方を確認し、規則に則った予算執行を行うように意識統一をした。今後は事務室内での情報共有及び相互チェックの徹底を図り、適切な会計事務を行うっていく。</p>	由布高等学校	令和元年11月15日、12月12日	<p>注意事項</p> <p>消火器の管理について、寄附の受入れや備品登録、棄却処理等の必要な手続が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>備品登録、棄却処理については、速やかに手続を完了させた。</p> <p>今後、備品管理についても漏れないように複数の職員でのチェックを行うよう改めた。</p>	
大分東高等学校	令和元年11月25日	<p>注意事項</p> <p>特殊勤務手当について、支給対象となる日の修学旅行等引率指導の業務に対して、手当を支給していない事例が認められた。</p>	日田林工高等学校	令和元年10月11日、10月31日	<p>注意事項</p> <p>演習林宿舍棟等の工事請負契約において、発注者として工期の変更を発議すべきところ、受注者からの工期延長変更請求によって変更契約を行うなどの事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>	

令和二年八月四日

大分県報（監査公表）

	<p>工事請負契約において、工期延長等変更契約に係る手続を行う際には、変更事由等を適切に判断し、約款に沿った適正な事務処理を行うこととする。</p> <p>今後は、工事事務に関する手続の確認を複数の職員で行い、内部チェック体制を確保するとともに、不明な点があれば関係機関に問合せを行うなど、慎重に手続を進めることにより再発防止に努める。</p>		<p>室の管理と施錠の徹底に取り組むこととした。</p> <p>今後は、物品を紛失したことが判明した際には、速やかに大分県会計規則第21条の規定に基づき事故報告書を知事に提出するよう適正な事務処理を行う。</p>
<p>玖珠美山高等学校</p> <p>令和元年10月11日</p>	<p>注意事項 農業実習での加工品の生産について、原材料として購入した材料品の受払いを材料品出納簿に記載せず、また加工品の価格決定に当たり、生産製作品価格調書等を作成していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 直ちに材料品出納簿に記載するとともに、価格調査票及び生産製作品価格調書を作成した。また校長が個人面談を通じ、農場会計を担当する職員全員に適正な帳簿作成を指示した。</p> <p>今後は、農場主任に加え、事務室の収入担当者及び総括も含めた複数人で帳簿の確認を行うようチェック体制を改めた。</p>	<p>別府支援学校</p> <p>令和2年1月15日、1月16日、2月6日</p>	<p>注意事項 別府支援学校石垣原倉庫解体工事について、基礎撤去工事の追加施工に当たり、原設計を変更し、変更後の設計・価格、原契約の落札率等を元に請負金額変更の契約を締結すべきところ、同工事の請負者から提出された見積書の金額で同者と基礎撤去業務委託契約を締結していた事例が認められた。</p> <p>措置状況 条例・規則等に沿った事務処理を行い、事務室内での相互チェックを行う。また、緊急の場合でも安易に事務処理を進めるのではなく、主管課と相談したうえで適正な事務手続を行う。</p>
<p>中津北高等学校</p> <p>令和元年11月1日</p>	<p>注意事項 複数の部室の鍵の亡失について、大分県会計規則第21条の規定に基づき所属長は直ちに事故報告書に意見書を添えて知事に提出しなければならぬにもかかわらず、監査日現在においても当該物品の紛失について事故報告書が提出されていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 定期監査後、鍵の紛失に係る事故報告書を知事に提出した。また、校内全ての鍵について、使用者が把握できるように一覧表を作成のうえ、定期的に管理状況を確認するとともに、部顧問による部</p>	<p>竹田支援学校</p> <p>令和元年10月25日</p>	<p>注意事項 特殊勤務手当について、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に従事した職員に対して、教育業務連絡指導手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 支給要件を確認し、11月給与において追給の処理をした。</p> <p>今後は、複数の目で生徒指導主任等の発命を確認するとともに、支給要件を満たしているかどうかについて、規則等に照らして確認する。</p>
		<p>佐伯支援学校</p> <p>令和元年11月8日、11月26日</p>	<p>注意事項 特別支援学校実習会計事務について、大分県特別支援学校実習会計事務取扱要領が策定され、当該要領等に基づき実習会計を処理することとなったにもかかわらず、平成30年度まで私費会計で処</p>

		<p>徹底を図った。 今後も引き続き、例会等の機会を通じ、物品の適正使用と損傷事案の防止に向けて指導教養に取り組む。</p>
	<p>監査委員公表第660号 令和2年3月31日付け監査第849号で提出した臨時監査結果の報告に対し、大分県知事及び大分県教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。 令和2年8月4日</p>	<p>大分県監査委員 首 藤 博 文 大分県監査委員 長 野 恭 子 大分県監査委員 木 付 親 次 大分県監査委員 原 田 孝 司</p>
	<p>指摘事項についての措置状況</p>	<p>監査結果の指摘事項及びその措置状況</p>
	<p>監査対象機関</p>	<p>監査実施日</p>
	<p>(知事部局・総務部)</p>	
	<p>大分県南部振興局</p>	<p>令和元年11月7日 (事 務 事 業 監 査)、11月27日</p>
	<p>指摘事項 ETCカードや大手町駐車場フリーペイドカードの使用簿について、保管責任者は当該カードの交付及び返納の際には使用簿に確認の押印をしなければならぬが、定期監査以降、数箇月にわたり押印がないほか、郵券証紙類受払簿については受払いの記載が多数漏れている事例などが認められた。</p>	<p>措置状況 ETCカードや大手町駐車場フリーペイドカードの使用簿及び郵券証紙類受払簿は、受払いの都度必ず記載をし、決裁をとることを徹底するとともに、週に一度、総務班第一班総括がチェックを行うこととした。 また、引継ぎの際には、後任者に物品管理マニュアル等を示し、正確に業務内容を引き継ぐよう</p>
(警察本部)		
別府警察署	<p>令和元年12月23日、 令和2年1月17日</p>	<p>注意事項 借用物品（パソコン）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 本件事案発生後、幹部会議において事案の発生原因等について情報共有のうえ、署員に対しては、例会等により具体的指示を行い、再発防止の</p>
新生支援学校	<p>令和元年11月19日、 12月17日</p>	<p>注意事項 消防設備保守点検等の長期継続契約について、「債務負担行為に基づく複数年度にわたる契約と異なり、歳出予算が保証されていないことから予算の減額等があった場合は契約を解除する」旨の特約条項に関する条文を当該契約書に定めていないほか、各月の支払金額等についても契約書に表記していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 監査後、職員全員で根拠規定等を改めて確認した。今後は、契約書作成の際に必ず根拠を確認するとともに、各月の支払金額等の契約書への表記についても複数の職員で確認する。</p>

	<p>指導した。</p>	
<p>大分県西部振興局 令和元年10月29日 (事務事業監査)</p>	<p>指摘事項 (事務事業監査) 里のくらし支援事業により、事業実施主体が補助事業の一部として購入した車両について、事業計画書に記載された使用が確認できない事例が認められた。</p> <p>措置状況 補助金で購入した車両について、補助事業に係る実績確認が不十分であり、事業計画と異なる使用が判明したので、当該事業者に対し自動車運転日誌を整備させるとともに、事業計画に沿った使用を行うよう指導した。 また、当該事業者と協議し、地域の実情に応じた有効的な活用を図ることを目的として、当該車両の使用の対象となる事業（地域の高齢者の支援活動）に拡大することを承認した。</p>	<p>支出事務について、支出命令書の決裁、出納機関の審査がなかったにも関わらず支払決定を行い支出していた事例など不適正な手続が認められた。</p> <p>措置状況 全ての会計書類を精査し、関係書類を整備した。 今後は支出負担行為決議書・支出命令書の起案者と、出納機関としての審査・支払決定担当者を別にし、出納機関の審査体制を確立する。また、業務の進捗状況を把握し、会計処理の遅延防止を図る。</p>
(教育庁及び教育機関)		
<p>鶴崎工業高等学校 令和元年5月30日</p>	<p>指摘事項 現金出納表について、3～7日分をまとめて記載し、さらに記載事項に誤りがあった事例や、領収書受払簿について、払出し後の回覧決裁や年度の繰越処理が行われていない事例が認められた。</p> <p>措置状況 現金出納表については、指摘があったものは速やかに訂正回覧を行った。その後は、現金出納時にその都度の記載と、関連する帳票を同時に確認し決裁を行っている。 領収書受払簿については、指摘があったものは速やかに回覧決裁を行った。後は特に年度繰越時等においては、担当、事務長ともに細心の注意を払い確実な事務処理を行う。</p>	
<p>大分支援学校</p>	<p>令和元年9月10日</p>	<p>指摘事項</p>